

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	特定教育・保育施設等入園管理事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中野区は、保育施設等事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを事前に分析し、この様なリスクを軽減させるための適切な措置を講じることによって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことをここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

中野区長

公表日

令和8年7月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	特定教育・保育施設等入園管理事務
②事務の概要	こども・子育て支援法および児童福祉法に基づき、保育施設等の希望申請の登録・管理・利用調整、保育の必要性の認定、在園児管理、保育施設等の管理、保育施設等への給付費支給、都・国への交付金請求・報告等をおこなっている。 中野区では特定個人情報ファイルを使用して、保育施設等入所の決定、保育料の決定、教育・保育給付の支給をおこなう。 また、教育・保育給付に係る支給認定の各手続において、所得や課税の状況について市町村長等へ情報照会を行う
③システムの名称	子ども子育て支援システム、住民情報連携基盤システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名

特定教育・保育施設入園管理関係ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表9項、127項、中野区個人番号及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 第3条別表1の15
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表17項、20項、155項 番号法第19条9号、中野区個人番号及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例第3条別表2の13

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	子ども教育部保育園・幼稚園課
②所属長の役職名	保育園・幼稚園課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	保育園・幼稚園課 東京都中野区中野四丁目11番19号 03-3228-8833
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	保育園・幼稚園課 東京都中野区中野四丁目11番19号 03-3228-8833
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、必ず複数人での確認を経ることとしている。 また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [☒] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	①事務取扱者の適切な監督を行っている。 ②次の事務取扱者との教育研修を行っている。 ・事務取扱者への研修 ・保護責任者への研修 ・事務取扱者へのサイバーセキュリティ研修

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	子ども教育部副参事(保育園・幼稚園担当)小山真実	子ども教育部副参事(保育園・幼稚園担当)長崎 武史	事後	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	子ども教育部副参事(保育園・幼稚園担当)濱口 求	保育施設利用調整担当課長	事後	
令和3年7月27日	1. 特定個人情報保護ファイルを取り扱う事務②事務の概要	こども・子育て支援法および児童福祉法に基づき、保育施設等の希望申請の登録・管理・利用調整、保育の必要性の認定、在園児管理、保育施設等の管理、保育施設等への給付費支給、保護者への補助金支給、都・国への交付金請求・報告等をおこなっている。 中野区では特定個人情報ファイルを使用して、保育施設等入所の決定、保育料の決定、教育・保育給付の支給をおこなう。 また、教育・保育給付に係る支給認定の各手続において、所得や課税の状況について市町村長等へ情報照会を行う。	子ども・子育て支援法および児童福祉法に基づき、保育施設等の希望申請の登録・管理・利用調整、保育の必要性の認定、在園児管理、保育施設等の管理、保育施設等への給付費支給、保護者への補助金支給、都・国への交付金請求・報告等をおこなっている。 中野区では特定個人情報ファイルを使用して、保育施設等入所の決定、保育料の決定、教育・保育給付の支給、子育てのための施設等利用給付をおこなう。 また、教育・保育給付に係る支給認定の各手続、子育てのための施設等利用給付に係る支給認定及び保育の必要性の審査の各手続において、所得や課税の状況について市町村長等へ情報照会を行う。	事後	
令和3年7月27日	2. 特定個人情報保護ファイル名	児童台帳情報ファイル	特定教育・保育施設入園管理関係ファイル	事後	
令和3年7月27日	4. 情報提供ネットワークによる情報連携②法令上の根拠	番号法 第19条第1項第7号	番号法 第19条第1項第8号	事後	
令和6年12月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携②法令上の根拠	番号法 第19条第1項第8号 別表第二の13、16、116 中野区個人番号及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条第1項別表2の13	番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表17項、20項、155項 番号法第19条9号、中野区個人番号及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例第3条別表2の13	事後	
令和6年12月10日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保育園・幼稚園課 東京都中野区中野四丁目8番1号 03-3228-8833	保育園・幼稚園課 東京都中野区中野四丁目11番19号 03-3228-3259	事後	

[illegible]